



国保からの お知らせ

高額療養費制度の改正(70歳以上75歳未満のかた)

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上75歳未満のかたの限度額が平成29年8月と平成30年8月の2回に分けて変更されます。今回は、平成29年8月の改正分についてお知らせします。

70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額(月額)

★平成29年7月まで

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)*	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12か月間に*の高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)	
一般	12,000円	44,400円	
※低所得者は30年7月まで変更はありません。	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円



★平成29年8月から平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)*
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12か月間に*の高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
一般	14,000円 (8月～翌年7月 の年間限度額 144,000円)	57,600円 (過去12か月間に*の高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

現役並み所得者：70歳以上の加入者で課税所得145万円以上、

単身世帯年収383万円以上、世帯年収520万円以上のかた

一般：住民税が課税されていて現役並み所得者以外のかた

低所得者Ⅱ：国保加入者世帯員および擬制世帯主とも住民税非課税世帯のかた

低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯で世帯所得が一定基準に満たないかた

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日までとなっています。

今後「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な場合は、保険証と印鑑を持参のうえ、町民生活課②番の窓口で申請してください。

※国民健康保険税を滞納していると、限度額認定証の交付はできません。

- ・70歳以上75歳未満のかたに高齢受給者証を送付しました。
- ・今回は水色です。8月1日から使えます。
- ・有効期限などを確認していただき古いものと新しいもので差替えをお願いします。
- ・古い高齢受給者証に関しては原則、町民生活課②番窓口までお持ちください。
- ・お医者さんにかかるときは、保険証と高齢受給者証を必ず提示してください。

40歳以上の皆さん、特定健診の受診(予約)はお早めに！！

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232